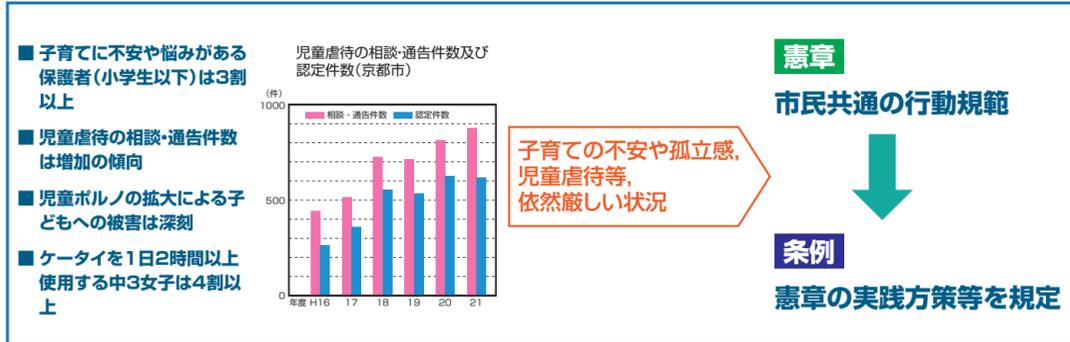


どうして「子どもを共に育む京都市民憲章」のために「条例」ができたの？

「子どもを共に育む京都市民憲章」は、子どもたちのために、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、平成19年2月5日に制定されました。

その後、市民の行動は広がりを見せていますが、子育ての不安や孤立感、児童虐待や児童ポルノ、インターネットの不適切利用等、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

そこで、憲章の理念が浸透し、家庭、地域、学校、企業など、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、平成23年4月1日、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行しました。



子どもを健やかで心豊かに育む社会をめざして

このため、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者、京都市の責務として、条例では、

- 憲章の6つの行動理念ごとの**基本的な方策**
- **子どもの命や成長を脅かす緊急課題への方策**
- **憲章の日や表彰、推進協議会や行動指針などの具体策**
- **3年以内の条例の見直し**等を定めています。

子どもを共に育む京都市民憲章

わたしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切に、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切に、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



憲章の実践方策

基本的な方策

1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために 10条

- 保地育 ▶ 遊びや学習のための文化・自然・社会体験活動の機会を子どもに提供しましょう。
- 事市 ▶ その体験活動の機会の提供を支援しましょう。
- 地育市 ▶ 子どもを育む取組の企画・立案に、子どもが参画できる機会を確保しましょう。
- 市 ▶ 子どもの命や安全を脅かす問題の解決に取り組めます。



2 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために 11条

- 市民 ▶ 法令を守り、市民憲章などの行動規範を実践しましょう。
- 公の秩序や善良な風俗を害してはいけません。



3 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために 12条

- 地育事 ▶ 保護者(保護者となる予定の方を含む)が親として育ち学べる機会を提供しましょう。
- 保 ▶ 親育ちの機会を積極的に利用しましょう。
- 市 ▶ 市民が行う親育ちの機会の提供を支援します。



4 子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と家族のきずなを大切にするために 13条

- 保 ▶ 子どもの発達に応じた規則正しい生活習慣を確立しましょう。
- 地育市 ▶ 生活習慣の確立や家庭環境づくりのため、保護者を支援しましょう。



5 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために 14条

- 保地 ▶ 互いに協力して、地域で子どもを見守る取組を進めましょう。
- 育 ▶ 子ども、保護者と地域住民が交流し、共に成長できる機会を提供しましょう。
- 事市 ▶ 地域住民が互いに協力する活動を支援しましょう。
- 地育市 ▶ 社会生活を営む上での困難がある子どもを抱え、地域社会から孤立した家庭を支援しましょう。



6 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために 15条

- 市民観 ▶ 子どもを育む自然環境に配慮した生活に努めましょう。
- 市 ▶ 自然環境を生かした遊びや交流ができる場を提供します。
- 事 ▶ 保護者の仕事と生活の調和を図れるよう、労働環境を整備しましょう。
- 市 ▶ 仕事と生活の調和を図れるよう、事業者を啓発し、保護者の子育てを支援します。
- 事 ▶ 子どもの成長を脅かす商品を子どもに提供しないようにしましょう。
- 市 ▶ 子どもの成長を脅かす社会環境を改善します。



緊急課題への方策

1 子どもの命や安全を脅かす問題への対策

- 保地育 ▶ 児童虐待対策 21条
 - 市 ▶ 児童虐待の予防、早期発見、迅速・適切な対応、再発防止のための対策を行います。
 - 地育 ▶ 自らの果たす役割を理解し、京都市の対策に積極的に協力しましょう。

薬物乱用対策 24条

- 市 ▶ 子どもによる薬物の乱用を防止するため、啓発その他の必要な対策を行います。
- 保地育 ▶ 京都市の対策に積極的に協力しましょう。

いじめ対策 22条

- 育 ▶ いじめの予防、早期発見、迅速・適切な対応、再発防止のための対策を行います。
- 保地 ▶ 育ち学ぶ施設の対策に積極的に協力しましょう。

性感染症対策 25条

- 市 ▶ 子どもの性感染症を予防するため、啓発その他の必要な対策を行います。
- 保地育 ▶ 京都市の対策に積極的に協力しましょう。

児童ポルノ対策 23条

- 市 ▶ 児童ポルノに係る行為を防止するため、啓発その他の必要な対策を行います。
- 保地育事 ▶ 京都市の対策に積極的に協力しましょう。



2 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善

インターネットの不適切な利用への対策 26条

- 保 ▶ 子どもがインターネットで有害情報を受発信しないよう、子どもの携帯電話等の利用の必要性を検討しましょう。
- 子どもに携帯電話等を利用させるときは、年齢や成長に応じたフィルタリングサービスを利用し、子どもとの間でインターネットの利用に関する取り決めをしましょう。
- 事市 ▶ 地域住民・育ち学ぶ施設と協力して、保護者の取組が円滑に実施されるよう必要な対策を行います。

電子・映像メディア依存への対策 27条

- 保 ▶ 電子・映像メディア(インターネット、テレビ、ゲーム等)に、子どもが過度に依存しない家庭環境をつくりましょう。
- 市 ▶ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設・事業者と協力して、以下の調査研究とその成果に基づく必要な対策を行います。
 - ① 子どもの電子・映像メディアの適切な利用のあり方
 - ② 子どもの電子・映像メディアに対する過度な依存への対策
 - ③ 電子・映像メディアから得られる情報を子どもが正しく理解する能力の習得を促進する施策



フィルタリングとは、携帯電話やパソコンからアダルト、出会い系、暴力、違法音楽ダウンロードなどのサイトへの接続を遮断する仕組みのことで、法律により、子どもが利用する携帯電話にフィルタリングを設定することは原則義務付けられています。